

四日市市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月23日

四日市市長 森 智 広

四日市市条例第29号

四日市市国民健康保険条例の一部を改正する条例

四日市市国民健康保険条例（昭和36年四日市市条例第15号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第1章 市が行う国民健康保険の事務</p> <p>第2章 <u>四日市市国民健康保険運営協議会（第2条・第2条の2）</u></p> <p>第3章 被保険者（第3条）</p> <p>第4章から第8章まで （略）</p> <p>附則</p> <p>第1章 市が行う国民健康保険の事務 （市が行う国民健康保険の事務）</p> <p>第1条 市が行う国民健康保険の事務については、法令に定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。</p> <p>第2章 <u>四日市市国民健康保険運営協議会</u> <u>（四日市市国民健康保険運営協議会の設置）</u></p> <p>第2条 <u>国民健康保険事業の運営に関する事項を審議させるため、法第11条第2項の規定に基づき、四日市市国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）</u></p>	<p>目次</p> <p>第1章 市が行う国民健康保険</p> <p>第2章 <u>国民健康保険運営協議会（第2条）</u></p> <p>第3章 被保険者（<u>第2条の2</u>・第3条）</p> <p>第4章から第8章まで （略）</p> <p>附則</p> <p>第1章 市が行う国民健康保険 （市が行う国民健康保険）</p> <p>第1条 市が行う国民健康保険については、法令に定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。</p> <p>第2章 <u>国民健康保険運営協議会</u> <u>（国民健康保険運営協議会の委員の定数）</u></p> <p>第2条 <u>国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）の委員の定数は、次の各号に定めるところによる。</u></p> <p>(1) <u>被保険者を代表する委員 5人</u></p>

を置く。

(協議会の委員の定数)

第2条の2 協議会の委員の定数は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 被保険者を代表する委員 5人
- (2) 保険医又は保険薬剤師を代表する委員 5人
- (3) 公益を代表する委員 5人

2 前項に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、市長が定める。

第3章 被保険者

(基礎賦課限度額)

第13条の6 第9条又は第13条の2の基礎賦課額(一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第9条の基礎賦課額と第13条の2の基礎賦課額との合算額をいう。第16条及び第17条第1項において同じ。)は、58万円を超えることができない。

(保険料の減額)

第17条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第9条又は第13条の

(2) 保険医又は保険薬剤師を代表する委員 5人

(3) 公益を代表する委員 5人

2 前項に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、市長が定める。

第3章 被保険者

第2条の2 削除

(基礎賦課限度額)

第13条の6 第9条又は第13条の2の基礎賦課額(一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第9条の基礎賦課額と第13条の2の基礎賦課額との合算額をいう。第16条及び第17条第1項において同じ。)は、54万円を超えることができない。

(保険料の減額)

第17条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第9条又は第13条の

2の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が58万円を超える場合には、58万円)とする。

(1) (略)

(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に掲げる金額に、27万5千円に当該年度の保険料の賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前号に該当する者以外の者は、次のアに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち、当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額ア及びイ (略)

(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に掲げる金額に50万円に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。)現在において当

2の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が54万円を超える場合には、54万円)とする。

(1) (略)

(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に掲げる金額に、27万円に当該年度の保険料の賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前号に該当する者以外の者は、次のアに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち、当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額ア及びイ (略)

(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に掲げる金額に49万円に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。)現在において当

該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前2号に該当する者以外の者は、次のアに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額
ア及びイ (略)

2 (略)

3 前各項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第9条又は第13条の2」とあるのは「第13条の6の3又は第13条の6の6」と、「58万円」とあるのは「19万円」と、第2項中「第13条」とあるのは「第13条の6の5」と読み替えるものとする。

4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第9条又は第13条の2」とあるのは「第13条の8」と、「58万円」とあるのは「16万円」と、第2項中「第13条」とあるのは「第13条の11」と読み替えるものとする。

該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前2号に該当する者以外の者は、次のアに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額
ア及びイ (略)

2 (略)

3 前各項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第9条又は第13条の2」とあるのは「第13条の6の3又は第13条の6の6」と、「54万円」とあるのは「19万円」と、第2項中「第13条」とあるのは「第13条の6の5」と読み替えるものとする。

4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第9条又は第13条の2」とあるのは「第13条の8」と、「54万円」とあるのは「16万円」と、第2項中「第13条」とあるのは「第13条の11」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の四日市市国民健康保険条例の規定は、平成30年度以後の年度分の保険料について適用し、平成29年度分までの保険料については、なお従前の例による。

(健康福祉部保険年金課)